（午後２時15分　再開）

○議長（岡　弘悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、１番　松浦君。

〔１番（松浦健次君）登壇〕

○１番（松浦健次君） 私は次の三つの質問をいたします。

まず第１に、重大な問題をはらむと言われる自治基本条例制定に向けての動きから見える、市当局の無責任、不誠実な体質をただします。

（仮称）自治基本条例の策定委員会に対して、「橋本市らしい」自治基本条例の策定を丸投げしている実情は、市当局の責任放棄に等しい。今後、橋本市政の重大な指針となる条例である。長年精魂込めて市政を担ってきた自分たちがつくり上げるのが、行政マンの誇りと責任ではないのか。それを、橋本市らしい案をつくってくださいと丸投げするとは情けない。

また、市民に対する説明会といっても、各会場で頼んで来てもらった数人の市民に対して条例案の骨子も示さず、雲をつかむような話をしている。

さらに、市民の代表である議会に対して、内容に関する何の検討資料の提供もない。重大な議会軽視である。具体的な問題点については議場で厳しく指摘します。

次に、第２の質問について。教職員の過酷な勤務状態の改善の進捗状況について伺います。

１、改善の内容。

２、チェックシートの効果と評判。

３、なぜ公務災害、例えば、過労死と認定するために極めて証明力の高い、退勤時刻を簡単に記録できるタイムカードの導入を拒むのかを伺います。

次に、第３の質問に移ります。私が３月議会、６月議会で改善を求めた点、すなわち、請負契約において橋本市が請負人の契約違反によっていくら大きな損害を被っても、請負金額の１割を超える金額については、その賠償請求ができないという極めて不当な請負契約のひな形を改善したかを伺います。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君の質問項目１、自治基本条例制定の動きから見える市当局の体質をただすに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）（仮称）橋本市自治基本条例の制定についてのご質問にお答えします。

本条例は、今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化社会に対応すべく、市民の参画と市民協働をさらに深化させるため、その旗印として制定をめざしているものです。

本条例については、特に市民協働の観点から、学識経験者や市民の皆さんの意見を取り入れながら条例案を策定する必要があると考え、橋本市自治基本条例策定委員会に諮問し、意見を求めているところです。

一方、庁内でも自治基本条例庁内検討委員会や専門部会を設けて議論しているところであり、市としては、橋本市自治基本条例策定委員会の答申を受け、庁内でも議論した上で最終的に議案として取りまとめ、議会に提出するよう考えていますので、ご理解をお願いします。

なお、橋本市自治基本条例策定委員会は、先進地への視察を含め、これまで計３回の会議を開催し、活発に議論をいただいているところです。これに加えて、このほど委員会内に小委員会が設けられ、条例の名称や前文、章立てのたたき台の作成に取り組むなど、意欲的に活動を行っていただいています。

また、策定委員会は傍聴が可能で、会議で使用した資料や議事録もホームページ上で公開しており、今後も市民の皆さんとの情報共有に努めながら取り組みを進めたいと考えています。

次に、市民に対する説明会については、まず今年３月15日から24日にかけて、第１回まちづくりタウンミーティングを市内８箇所の各地区公民館で開催しました。この時期は、まだ策定委員会が立ち上がっていない段階ということもあり、市民委員の公募、条例制定に向けて取り組むに至った背景、市の考え方を中心に説明しました。

その後、５月に第１回橋本市自治基本条例策定委員会を開催するなど、今年度から本格的に策定に向けた取り組みを始め、８月26日から第２回まちづくりタウンミーティングを各地区公民館で順次開催しているところです。このタウンミーティングでは、現在の取り組み状況などについて説明するとともに、地域の将来像についてのグループワークを行うなど、協働のまちづくりに向けた機運を盛り上げていこうと取り組んでいます。

また、議員の皆さまからもご意見をいただきたいと考えていますが、現在は策定委員会に諮問している段階であり、骨子を含む条例案をお示しできる時期はもう少し先になると考えています。

なお、条例案についての意見やパブリックコメントをいただく際は、解説や想定問答集を添付するなど、丁寧な説明に努めたいと考えています。

今後も、住みなれた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支え合いながら、安心安全な生活を送れるようなまちづくりの実現をめざし、条例の制定に向けて取り組んでまいりますので、議員のご協力をお願いします。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君、再質問ありますか。

１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）骨子を含む条例案をお示しできる時期はもう少し先になると考えているというお答えですが、これは自治基本条例をつくるときに、こういう目的を持ってつくるんだ、この自治基本条例がなければ、橋本市の少子高齢化の社会をうまく運営していけない。だから、これとこれとこれが必要なんだ。そのためには、自治基本条例が必要だと。そういうこれとこれとこれという、なぜその骨子を示されないのか。橋本市が市民から盛り上がってきてそれをつくろうというものであれば、まだ骨子は示せないかもわからないんですけども、橋本市がつくると市から言い出したもので、これをやるために必要なんだ、これとこれとこれという骨組み、柱というものを、今、なぜ見せられないのか。伺います。

○議長（岡　弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）これについては、過去からもご答弁申し上げていますとおり、この条例の柱というのは市民協働ということであります。市民と行政が協働で、さらに深化させていくという、市民協働を深化させていくという。そして、そのためにはこの柱を支えるものというのが必要になってくるわけなんですけども、これが情報の共有と市民参画というものです。これらをもとに、これからの市民主体の地域づくりを進めていく。そして、その地域づくりを行政が支えていく。

そして、最終的には、将来像としては、先ほど壇上でも申し上げましたが、住みなれた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支え合いながら、安心安全なまちをつくっていくということにつなげるための条例の策定でございます。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） この自治基本条例がなければ橋本市は成り立たないということですか。８割ぐらいの自治体がまだこれをつくっていない。しかし、少子高齢化、人口減少というのは、日本だいたい全国的にその傾向がある。自治基本条例をつくらなくてもやれるということで、あまり役に立たんということで、8割の自治体はそれをやっていないんだ。どうしてもやるんだったら、これをやらなければできないんだと、その肝というかな、そういうものを説明してください。

○議長（岡　弘悟君） 総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君） この条例がなければ、これからのまちづくりができないというものではないと思っております。ただ、今、議員もおっしゃったとおり、人口減少、少子高齢化、この右肩下がりの時代において、やっぱりこれからめざしていく姿、これから市のほうもいろんな施策を展開していく中でも、やはり市民とともに協働して行わなければなかなかこの行政サービスというのが継続していかない。だから、そこに転ばぬ先のつえといいますか、早い段階で意識して、市民協働というのを市として進めていくということが大事であると思っております。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 問いに対して問いに答える、問いをもって答えると、わけのわからん、同じことの繰り返しばかりですけどね。自治基本条例は、一般的には、これはこういう問題点があるんだと幾つか挙がっているんです。客観的に、みんなが認める問題点です。それはまず、最高規範という文言が自治基本条例に存在する場合、日本国憲法が最高規範であり、そのもとでその他の法律は平等である。同じように、法律に基づいて制定される条例に上下はなく、自治基本条例が他の条例に優越することは法律上認められない。後法は前法を改廃するという立法の大原則にも反する。だから、例えば、最高規範という文言が案に入ってきたときにはどうするか、そういう話をやっぱり市当局は考えとかなあかん。何も考えていないんですか。

まだあるんですよ。例えば、市民主権という文言を含む場合の問題点。市民主権とか、地域主権という言葉は曖昧な政治用語であり、どうにでも解釈できる文言であり、法律や条令に文言として使用するべきではないと、こういうふうに言われている。こういう問題がある。どのようにに答えるんですか。

まだあるんですよ。市は自主的に法律の解釈及び運用を行うことを原則とするという文言も出てくる可能性がある。その場合、地方自治体が勝手に法令を解釈することは全国的に平等な法律の適用ができなくなり、ばらばらの法律となってしまい、憲法14条に反する。法のもとの平等に反する。こういう問題があるんですよ。

また、住民投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16歳以上の者との規定がもし出てきた場合、自称地方自治法には住民投票についての規定はなく、法律上の根拠のない住民投票が議会の意思を拘束することはできない。また、投票資格についても、年齢や国籍は地方自治体の参政権に応じて定められるべきである。単に住所を有する者と、どういう範囲か、こういう問題も出てくるんです。

さらに、子どもは社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するという条項が出

てくるかもわからない。そのときには、過度な子どもの権利主張は、結果的には大人に悪用されたり、必要以上に社会的対立を招くおそれがある。こういう問題が続々と出てくるんですわ。

さらに、地区協議会を設置するという文言が出てくると。権限と効力の範囲が不明確だ。地域には既に自治会、区などが存在して、それらとの関係の整理が必要となりますが、これについてはどういうふうに考えているか。そういう準備しとかなあかん。それが骨子だと私は思うんですよ。

また、一般に、市職員に広範囲にわたる徹底した説明義務を負わせているが、市民に対する説明義務を過度に負わせることは、市職員の本来の仕事に携わる時間とエネルギーを奪うことになるとともに、いわゆるプロ市民の横行を誘発する危険がある。こういういろんな問題があるんですよ。この問題についてはどうするんだと、どうするんですか。

○議長（岡　弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今、六点ほど、内容、条文についてのご質問であったかと思います。

基本的に、この条例というのは憲法、それから法律を超えるものであっては、これは条例ではないので、そのことについてはこの委員会のほうへ既に、一番最初から申し上げておって、憲法、法律を超えるようなものは条例ではない。その範囲内で定めていただきたいというふうなことを言わせていただいております。

今、六点ほど、一般的な事例をいただいたわけなんですけども、条文等の作成については委員会のほうで議論をしていただくということになっていますし、内容等についても、今の段階でまだ条文の策定にも至っていないというところで、それについてはお答えすることもできないし、また、条文をつくる過程において、これは基本的に市民協働でつくっていくということですので、私どものほうから枠を囲ってそこにはめ込むような、あるいは誘導するようなことというのは、これは市民協働というものではございませんので、そういう意味において、その条文の策定のときに一緒になって検討をしていくということを考えております。

○議長（岡　弘悟君）総合政策部長、松浦議員の質問は、先ほど述べた六点に関して、それについて行政としてどのように考えて対応していくのかという質問でありますので、それについて考えているのか考えてないかをお答えください。

総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）行政としての考え方というのは、基本的には先ほども申したとおり、憲法、それから法律の範囲内で考えていくということでございますので、ここについて、私どもの考えを言うわけにはいきません。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）何をばかなことを言っているんですか。憲法、法律を守ると当たり前の話じゃないですか。そんなことを言うて、納得、満足しているんですか。冗談じゃないですよ。取り消してください、そんなしょうもないこと。

○議長（岡　弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）私どもは、先ほど壇上でも述べましたけども、現在、庁内検討委員会の中で、専門部会というものをつくって、役所の中でも協議をしていただいております。その中で、先ほど言われたようなことについても、専門部会のほうで協議していただいているものも中にはございます。

例えば、住民投票に係る部分、これもいろ

いろ外国人の参政権であるとか、いろんな課題があるわけで、それについては当然のことながら、この条例の中で住民投票の全てを盛り込んでいくことはしなくて、これはまた別途、そういうような住民投票条例という形で、そこへ横出しをしていくというような考えを持っております。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 矛盾だらけの答弁ですよ。市民協働だから市当局は何も言わないので、皆さんに自由にやってもらうんだと、先ほど言われましたよね。そしたら、今またこういうふうに横出しでやりますというのは、それに制限をつけることじゃないですか。その辺の曖昧な、その場限りの答弁ってやめてほしいですね。

○議長（岡　弘悟君） 総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君） 委員会の議論するイメージなんですけども、今現在、策定委員会というのがございまして、当然、事務局というのが政策企画室にあって、役所の庁内でも庁内検討委員会というのがあって、その下に中堅職員を中心に専門部会というのを持っております。来月の中頃ぐらいには、策定委員会のメンバーと橋本市の庁内検討委員会の専門部会のメンバーがそれぞれの条例なりを持ち寄って、意見交換会を行うというようなことも考えております。これが市民協働ということで、私が今、申し上げたのは、あくまでも専門部会の中だけの話で、ですから、これから条例策定には段階というのがありますので、次には、市の庁内の考え方と策定委員会の考え方、これをすり合わせていくというような過程を踏んでいくと。これが市民協働であると思っております。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） やっぱり矛盾だらけですわ。皆、任せておいて、今の庁内の委員会というのは市長の意思ですか。それとも、単なる職員の同好会みたいな集まりですかね。どっちですか。

○議長（岡　弘悟君） 総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君） この庁内の検討委員会というのは、例規、告示された委員会で、市長が定めたものであります。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） そうしたら、そういう意見をきちっと幾つかの柱の中に入れて、それで、初めからこういう内容でつくってくださいと言うべきで、できてきて、それで、あれあかん、これあかんって、そんな無責任な話、僕はないと思うんですよ。やっぱり市の意見はこうだ、これとこれとこれは柱から外してほしくない、そういう意見をきちっと言って、それでお願いするというんだったらわかるんですけども、市の意見はまだ決まっていない、任せてあると。後出てきたことに問題があったらまた変更したらええんやと。どうも矛盾しているお考えと思うんですけども、いかがですか。

○議長（岡　弘悟君） 総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君） 私は全く矛盾していないと思っております。市民協働というのは、やはりパートナーシップといいますか、並列な関係で行政と市民がともに力を合わせて行動していくというのが協働の本質だと思っております。ですから、議員がおっしゃるように、外枠をつくってそこにはめ込んでいくような考え方というのは協働ではないというふうに考えております。私どもとしては、やはり一緒に一つ一つ条文の議論をその場でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 策定委員会に何をお願いしているんですか。初めから一緒にやれば

いいんじゃないですか。どうですか。

○議長（岡　弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）庁内検討委員会はこの年の初めぐらいから動いていると。それに対して策定委員会が制定されたのは５月ということで、やはり策定委員会のメンバーと庁内とで、ある程度認識をそろえた段階で意見交換会をするというのが適当であると考えており、来月それを行っていきたいというふうに思っております。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）それだったら初めから一緒にやればいいんでね。市としてはそんな考えかと。大分自分らの考えが煮詰まってから、策定委員会の人が煮詰まってからそんなものを出すというのは、どうも私は不誠実だと考えます。

そしたら、こんな押し問答をしとってもしょうがないので、一つお伺いしますけども、自治基本条例をつくると。つくって、いろいろ皆さん、勉強されていると思うんですね。それを前提として話をしたら、300の自治体がそういうのをつくっていると。その自治体の自治基本条例の効果として、これをつくったから、今まで自治基本条例がなかったらできなかったの、これができるようになったと。こういう意味でできるようになったと。そういう事例、あったら二、三教えていただけますか。

○議長（岡　弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）第３回の策定委員会について、名張市のほうへ実態を聞きに行ってきました。これは第１回あるいは第２回の策定委員会の中でも、やはり条例を制定した後、まちがどういうふうに変わったんだろうと。それを見なければ、やっぱり条文のつくり込みにあたって、後々検証というんか、することもできないなというような話で、先日、名張市のほうへ行ってまいりました。

名張市は、ちょうど合併したときに合わせて条例をつくったという、そういうような背景があって、ちょっと私どもとは条件が違うんですけども、やはり名張市については地域住民協議会というものを条例のもとでつくられて、これまた横出しでそういう条例はつくられているんですけども、それぞれの小学校区の地域において活発な活動をされておって、それに対して市は、夢づくり交付金のような、そういうものも含めて支援をしているというようなことが確認されました。条例による制定の効果というのは、基本的に合併との調整の中ということもあって、必ずしも検証というのはたやすくはないんですけども、やっぱり協働というのがすごく進んでいるなと、そういう印象は委員の方も受けたというふうに思っております。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）橋本市は今いろんな形で、いろんな団体があり、同好会があり、また活発に活動してくれている各町内会、区、自治会がありますよね。そういう中で、みんな協力してやっているんですよね。その一体性とか協力体制に対して、これがなかったらあかんって、今のお話やったら合併したから、皆、まとまりやすいようにそういう条例をつくってよかったでという話だと思うんですけどね。しかし、橋本市は別に今申し上げたような欠点、問題点があるような基本自治条例をつくらなくても、今の体制で充実させていく、足りないところは補っていくと、そういうことで私はいいと思うんですけども、それはそれとして。

そしたら、これはお願いなんですけども、成案ができたときに市民に理解してもらうために、例えば、市民会館で集まってもらって反対派、賛成派と、そういうのいろいろシン

ポジウムを開いて、パネルディスカッションで話、皆さんに理解できるようにしてほしいと思うんですよ。それがやっぱり、そのときに来てくれた市民の方はこれに対して変更を加える権限はないんだけども、平木市長の市政に対して、これはいいんだ、いいのをつくってくれる、平木さんを応援しようという人が出てくるか、それともその逆か。いろんな市民の方に広く内容というものを理解してもらって、それで魂あるものをつくっていくべきだと思うんですけども、その辺のパネルディスカッションとか、シンポジウム、職員、市民、議員を対象にやってほしいんですけども、いかがですか。

○議長（岡　弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今、現在のスケジュールの中で、市民の皆さん、あるいは議会の皆さんにこの案をお示しできるのは、今のところ、あくまでも中間素案ということで、年末から年明けにかけて約一月間程度、パブリックコメントにかけようと思っております。そのパブリックコメントをかける時期に、そういうフォーラムあるいはシンポジウムを行っていけないかということで、今、内容についてのおただしではあるんですけども、そういった今のご意見というのも検討させていただいて、策定委員会のほうと協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）１番についてはこれで終わります。

２番お願いします。

○議長（岡　弘悟君）次に、質問項目２、教職員の過酷な勤務状態の改善の進捗状況に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）教職員の過酷な勤務状態の改善の進捗状況についてお答えします。

本市の取り組みとして、４月から勤務時間チェックシートを導入しています。教職員の出退勤時刻はもちろん、学校内外の時間外業務時間をエクセルシートに入力し、月ごとの時間外業務時間を確認できるようにしています。このことにより、教職員の勤務時間についての意識改革が少しずつではありますが進みつつあります。管理職については、所属職員の退勤時間や時間外業務時間を把握し、適切な面談や指導を行ったり、週休日の振りかえや有給休暇の取得の促進等を図ったりすることにより、教職員の健康管理に努めているところです。

しかしながら、教職員は従来からの出勤簿の押印も義務づけられているため、それに加えての入力作業にやや負担を感じたり、入力を忘れたりする教職員が少なからずいることも課題となっています。

本市としましては、この勤務時間チェックシートは公務災害が発生したときの詳細な説明資料にもなり、教職員を守るという観点からも有効なものと考えておりますので、今後とも学校と連携しながら継続していきたいと考えています。

また、先日、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の特別部会で、教職員の長時間勤務是正に向けた意識改革を促す提言がまとめられました。その中の一つに、教職員の勤務時間を客観的に把握するための方策として、タイムカードやＩＣＴ（情報通信技術）システムの導入についての提言もあります。

このことについては、国や県の動向にもよりますが、本市としましては、各学校に整備されているコンピュータシステムを活用し、教職員の出退勤時刻の管理ができないかを調査しています。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君、再質問

ありますか。

　１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）橋本市の教育委員会は、他の自治体に先駆けて教職員の負担を軽減するために、クラリネットという校務支援システムを導入したり、給食費徴収を３年前に教師の仕事から外しているという進んだ対応をしてくださっているということは私も認識しておるところでございますが、しかし、それにもかかわらず、私が教職員の過酷な勤務状況の緩和を働きかけ続けているのも、まだ生命、心身の厳しい実態が現実にあるからであります。

　それで、チェックシートの話ですけども、ここではいろんなことをチェックするために書かんなんというのは、どうも教員の負担を軽減するために行われた手段であっても、かえって、その点においては負担になるんじゃないかと、こういう懸念を前回の議会のときにその場でさせてもらったんですけども、一応せっかくいろいろ考えて言ってくださったんだから、様子を見てもらおうかということで静観していたわけなんですけれども、その辺についてのお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（岡　弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）勤務時間のチェックシート導入後、約５カ月が経過しました。各学校に問い合わせてみますと、実施状況についてはかなりの確率というか、パーセントで実施されています。まだ、しかしながら、勤務時間チェックシートの入力を忘れるという教職員もおることは事実です。

　そんな中で、職員の勤務時間の把握ができたこと、先ほど壇上でも述べさせていただきましたけども、把握することにより、やはり指導も行えたこと、それから、勤務の平準化、偏り過ぎる勤務を是正するように努力できたこと、それから、職員会議の持ち方についても検討するようになったこと、それから、ワークシェアについても自分たちで語れるようになったこと等の利点はございます。

　ただ、議員おただしのとおり、チェックシートの入力に手間がかかるという、そういう問題も一方でございます。ただ、自分たちが提案したチェックシートにつきましては、退勤時間を入力する、持ち帰る時間を入力する、その他備考ということで、月間の超過勤務時間が全て出てくるような、そういうシステムをつくっております。そういう意味でいいますと、実際入力の時間というのは、私自身は約３分程度かなと思います。ただ、それが手間がかかるということは、やはり教職員の勤務の実態が厳しいんかな、その３分でさえも厳しいというふうに考えています。

　ただ、導入５カ月でございますので、学校として全職員で、やはり勤務時間を減らしていこうよという文化の構築には役立っていると、そのように思っています。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）それと、教育長が答弁されました最後のところで、コンピュータシステムを活用し、教職員の出退勤時間の管理ができないかを調査していますというところなんですけども、私が質問通告したときから何日かたっていますので、この管理ができないかを調査しています、調査しているというのはもうできていますか。それとも、まだ調査中ですか。

○議長（岡　弘悟君）教育部長。

○教育部長（曽和信介君）お答えをいたします。

　そのシステムにつきましては、先ほど議員からもご紹介がありましたクラリネットと同様に、橋本市次期教育用コンピュータシステムという大きなシステムがあるんですけども、

そのうちのもう一つのシステムで、資材管理システムというのがございます。これにつきましては、パソコンの状況を調べるシステムでございまして、教職員450名に１台ずつパソコンが渡っております。そのときに、電源をオンしますと、自動でその時間帯が記録されます。また、帰る際にオフをしますと、その時間帯がチェックできるというシステムになっておりまして、それを利用した形で、出退勤の管理ができないかということを、今現在、調査しておるところでございます。

以上です。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 結構でございます。また、結果がわかったらお教えください。

２番終わります。

○議長（岡　弘悟君） 次に、質問項目３、不当に不利な請負契約書のひな形に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君） 不当に不利な請負契約書のひな形は是正されたのかとのご質問についてお答えします。

平成29年３月及び６月市議会定例会において答弁しましたとおり、中央建設業審議会は、当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告しており、発注者及び受注者はその請負契約書に基づき契約を行っています。また、市顧問弁護士及び市雇用弁護士においては、違約金条項にただし書きを追加した契約書を作成する場合は、民法第90条に規定する公序良俗の違反となる可能性もあり、契約内容が無効となることも考えらるため慎重にすべきであるとの見解をいただいています。

平成29年６月市議会定例会終了後、早速、国土交通省に出向き、議員おただしの件について協議いたしましたが、当事者間の力関係が一方的であることにより、契約条件が一方にだけ有利に定められてしまいやすいというような請負契約の問題が生じるため、中央建設業審議会が標準請負契約約款を勧告しているということや、損害の立証が困難であるため違約金の割合を一定にしているとのことであったため、現在の請負契約書の変更は行っておりません。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君、再質問ありますか。

１番　松浦君。

○１番（松浦健次君） この中央建設業審議会の約款というのは、昭和24年に作成されたひな形です。これは戦後の混乱期において、発注者側の圧倒的な有利な立場で、業者を不利な立場に抑え込んで、それでも仕事をさせると、これは不当だということでできたものです。今、そういう時代ではないと思うんですけど、まず一つずつ伺います。

民法90条に規定する公序良俗の違反となる可能性もあると弁護士さんが言うたというんですけども、公序良俗の意味ってどういう意味ですか。

○議長（岡　弘悟君） 総務部長。

○総務部長（吉本孝久君） 公序良俗につきましては、公の秩序、それから善良なる風俗といいますか、そういうことで公序良俗という言葉があります。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 公の秩序、善良の風俗、これを短くして公序良俗と言っているんですよ。公序良俗の意味って何ですかと聞いたら、長くしただけじゃないですか。そんな答えないでしょう。むちゃくちゃや。

○議長（岡　弘悟君） 総務部長。

○総務部長（吉本孝久君） 公序良俗といいますか、民法90条にもうたっておりますとおり、

公序良俗に違反する可能性が高いということを市顧問弁護士が、直ちにそれに触れるということではないですけども、そういう可能性もあるということで、お答えをさせていただいたところです。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）その公序良俗は何ですかと､具体的に何ですかと聞いているんです。それに全く答えていない。橋本市役所得意の問いにもって問いに答えろ、むちゃくちゃな話ですよ。きっちりとやってくださいよ。

○議長（岡　弘悟君）総務部長、意味合いを答えてください。

　総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）私は一般的に公序良俗という言葉なんですけども、それにつきましては、公の秩序、要するに秩序を保たなければならない。それが良俗、公の規則正しい風俗と申しますか、その辺は、私は民法に専門的な知識はございませんけども、そういう公序、公の秩序を乱すようなことをしてはならないということで発言をさせてもらいました。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）そしたら、今の請負契約、この条項がなかったら、公の秩序を乱すことになるんですか。

○議長（岡　弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今のおただしでございますけども、一般的にただし書きを適用すると、民法第416条は420条に優越するということで、全ての契約書がこういうふうな形に改正といいますか、ただし書きを追加することは公の秩序に反するということで、顧問弁護士からもそういう見解をいただいておりますので、そういうことはできませんということです。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）議長、お聞きのとおり答弁になっていませんよ。ちゃんとした答弁してもらってください。

○議長（岡　弘悟君）どういった形でそれが不当になるのか。松浦議員はそれを中心に質問されていますので、行政がどういった場合にそれをすれば。

　暫時休憩いたします。

（午後３時５分　休憩）

（午後３時６分　再開）

○議長（岡　弘悟君）再開いたします。

　総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）契約につきましては、市が一方的に契約書を作成して、それを業者と合意の判を押し合いすると､要するに、一方的な契約については公序良俗に反すると、あくまでも一方的に作成するということから、片方が有利な契約になるということについては、公序良俗に違反するということです。

○議長（岡　弘悟君）１番　松浦君。

○１番（松浦健次君）損害賠償の範囲なんですけども、民法416条は、債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることを目的とする。特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、または予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができると、これは損害賠償の大原則です。当事者間の公平を図るための大原則ですわ。それを今の約款は、１割でええええと。普通は全部払わんなん。債務不履行によって与えた損害賠償は全部せな。にもかかわらず１割になっているのは、私はおかしいと言っているんですよ。当事者の公平を図るための大原則、これを曲げて１割にしてあるのがおかしい。なぜこれを変えるのが公序良俗に反するんですか。

一方的にと言われましたけども、契約というのは、今、請負はこういう条件で希望者は入札してくださいと言うんでしょう。一方的に、これをのみ込めという話じゃないじゃないですか。納得して、これでも自分たちは利益が出るということで、皆さん、入札するんでしょう。１割がおかしい。これこそ公序良俗に反するですよ、あなた方のやっていることは。思いませんか。

○議長（岡　弘悟君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（吉本孝久君） 本契約につきましては、標準契約約款ということもございます。それと、全国的にこの約款を使っております。それで、ただし書きを追加するということにつきましては、例えば、市内業者と契約するときに、橋本市だけが非常に厳しい条件で契約をするということになれば、市内業者の、例えば、災害のときの協力体制に影響するということも考えられますので、全体のバランスを考えまして、そういうふうなただし書きの契約書をつくるということはできないということです。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） ちょっと時計とめといてください。こんなただし書きの件、私、一言もきょう言うてないんですよ。何を言っているんですか。私の言うことに対してちゃんと答えてくださいよ。自分の思いのたけをたたたと言うだけで、私の質問に対して的確に答えてください。時間がもったいないですよ。私が言いたいのは、市民の犠牲において、大きな損失を被る契約を平然としている。全国がそうだから、私らもこれでいいんだと、そんなばかな話はないでしょう。この前の保育園のことだって、そういうことをやっていたために、１億円損害賠償請求をできなかったじゃないですか。これを変えれと言っているんですよ。それをとんちんかんな答弁で時間をごまかしてしまう。とんでもない話ですよ。市長、どうですか。

○議長（岡　弘悟君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 松浦議員の質問にお答えをします。

私どもも確かに松浦議員の言うことは一理あるなとは思います。ただ、これから請負契約を市が有利になるような形に変えていくということが、本当に正しいのかというふうなことも考えなければなりませんし、国土交通省のほうからも、先日も私も一緒に行って、国土交通省の見解も聞かせていただきました。例えば、今、１割を履行保証保険でやってもらっていますけど、それを、そしたら２割、３割にできるんかというふうな、そうしたときに、保険会社がそれを引き受けるのかというふうな問題もありますし、その中で、市が本当にこれから工事を進めていくような状況になるのかというふうな、やはり業者との信頼関係もあるし、履行補償を１割から、例えば３割に増やすということは、保険会社が全く市の業者というのを評価しないようになるかもわかりません。これは、私、保険をやっていたんで、履行補償もやってたんでよくわかるんですけども、そういう中で、じゃ、言います。今の制度を続けていきます。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 保険会社は今までどおり１割を払うような形で、契約何ぼでもできますやんか。その上乗せの２割というのは、業者が払うべきにすることだって何ぼでもできるんでね。全部について保険かけるなんていうことは、何にもないじゃないですか。そうでしょう。だから、そういう不合理なね。

私も国土交通省へ行って聞いてきましたよ。ここの話では、制度の趣旨はこうだと言うけ

ども、じゃ、橋本市は１割じゃなくて別の額で請負契約の約款をつくることはどうですか、ひな形をつくることはどうですか。私も当人に聞いた。それは橋本市の自由ですと。国土交通省の役人が言ってましたよ。２人おって、私が聞いたら、それは橋本市の自由です。よく役人がこう言っとった、ああ言うとったと、その方の話では、私も地方の議会、出向で行って議会も出ました。そのときに、苦しくなった質問を議員からされたら、国はこう言うとる、県はこう言うとるって、皆さん逃げていましたけど、松浦さん、逃げられないようにしっかりしてくださいよと、その役人が言ってましたわ。市長がそういう不合理な契約を続け、市民に損害を与えてもしょうがいないという判断であれば、私、これで質問を終わります。

以上です。

○議長（岡　弘悟君） １番　松浦君の一般質問は終わりました。

この際、３時30分まで休憩いたします。

（午後３時14分　休憩）